社会福祉法人北九州市門司民生事業協会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　２０２６年４月１日～２０２９年３月３１日

２．当法人の課題
・女性の育児休業取得率は１００％だが、男性の育児休業取得者がいない。

３．目標と取組内容・実施時期
目標１　男女合わせた育児休業取得率を５０％以上とする。
〈実施時期・取組内容〉
２０２６年７月～　男性職員の育児休業取得に関する情報をまとめパンフレットを作成する。
２０２６年１０月～　運営会議にて管理職に男性の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。
２０２７年１２月～　各事業所において職員会議等で職員に周知徹底する。
配偶者が出産予定の男性職員を対象として、管理者から育児休業取得をすすめるとともに、各部署の業務の見直しを行い育児休業が取得しやすい環境づくりを行う。